

# 国立公園・国定公園制度の概要

- ・自然公園法の目的、特徴と国立・国定公園の指定の現状
- ・指定地域の管理のための法定制度
- ・国立公園の管理運営業務の概要
- ・国立公園の管理運営に要する費用
- ・国立公園の管理運営に関する計画、合意形成等

平成18年10月31日

国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会資料

# ・自然公園法の目的、特徴と国立・国定公園の指定の現状

## 国立公園・国定公園・都道府県立自然公園

### 自然公園法(昭和32年制定)

#### 国立公園

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む。)であって、環境大臣が…(略)…指定するもの。

#### 国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が関係都道府県の申出により…(略)…指定するもの。

#### 都道府県立自然公園

優れた自然の風景地であって、都道府県が…(略)…指定するもの。

指定には、都道府県での条例制定が必要。

## 国立公園等の指定状況

種別	公園数	面積(ha)	国土面積に対する割合(%)
国立公園 (国指定、国管轄)	28	2,065,156	5.46
国定公園 (国指定、県管轄)	55	1,344,500	3.56
都道府県立自然公園 (県指定、県管轄)	309	1,959,143	5.19
合計	392	5,369,399	14.21

# 自然公園法の目的

- **優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資する。**

Keyword 1 : 自然の風景地

Keyword 2 : 保護と利用



# 国立・国定公園の指定

- **国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。**
- **国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。**

**指定にあたって、土地所有の有無は関係ない。**

Keyword 3 : 地域制自然公園制度

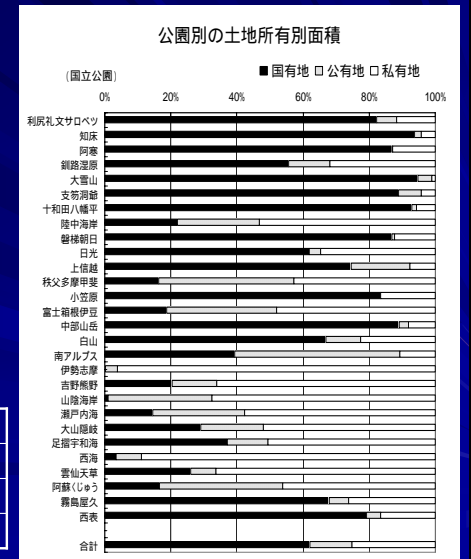
# 地域制自然公園と営造物型自然公園

	地域制自然公園	営造物型自然公園
採用国	日本、イギリス、イタリア、韓国等	アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイス等
特徴	土地所有の有無にかかわらず、公園管理者が区域を定めて指定し、公用制限を実施。	土地の権原を公園管理者が所有し、公園専用地として利用。
メリット	公園指定に当たって、土地を取得する必要がなく、広大な地域の保全が可能。	土地は公園専用地であり厳正な自然保護が可能。利用規制もしやすい。
デメリット	土地所有者の私権や地域社会への配慮が必要で、厳正な自然保護は困難。	古くより稠密な土地利用、土地所有がなされてきた地域では、公園の設定は困難。
管理体制	複層的な地域管理。管理体制は国によって様々。	一つの機関(政府機関等)が財産として直営管理

# 土地所有

- **国有地の大部分は国有林(林野庁所管)。**
- **環境省所管地は集団施設地区の一部等。**

	国立公園	国定公園
国有地	62.1%	46.5%
公有地	12.6%	14.6%
民有地	25.3%	38.9%

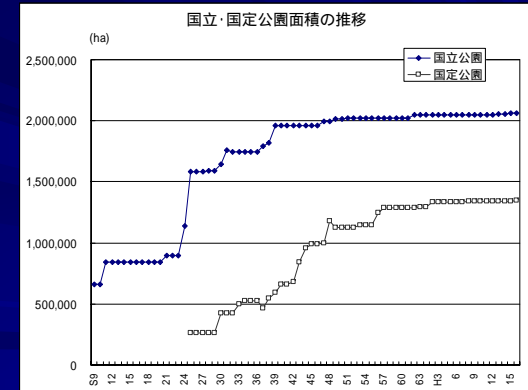


## 自然公園選定要領 (昭和27年策定、46年改正)

要件	国立公園	国定公園
第1要件 景観	同一の風景型式中我が国の風景を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること	国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること
景観規模	広大な地域で雄大性に富み、原則3万ha以上(海岸を主とする場合は原則1万ha以上)	比較的雄大な地域で、原則1万ha以上(海岸を主とする場合は原則3000ha以上)
自然性	原則2000ha以上の原始的な景観核心地域を有し、著しく改変されていない生態系、又は動植物種、地形地質、生息地に特別な科学的、教育的、レクリエーション的 중요さがある。 自然景観に偉大な美しさがある。 核心地域の海岸線が20km以上。	原則1000ha以上の原始的な核心地域を有し、生態系が良好な自然状態を維持している。  核心地域の海岸線が10km以上
変化度	2以上の景観要素から構成され、景観が変化に富んでいる	-
第5要件 配置	配置は考慮しない	利用の利便を考慮して全国的に配置の適正を図る

9

## 国立・国定公園の指定の推移



10

## 陸域と海域

- 国立・国定公園の区域は、海面にも設定可能 (= 普通地域)。
- 海中の景観を維持するため、海面区域内に、海中公園地区を指定することが可能。(同地区内では、各種行為を規制)

	国立公園		国定公園		合計	
陸域	2,065,167ha	62.0%	1,344,453ha	75.3%	3,409,620ha	66.6%
海域	1,266,500ha	38.0%	441,700ha	24.7%	1,708,200ha	33.4%
(海中公園地区)	(1,410ha)	-	(1,385ha)	-	(2,795ha)	-
合計	3,331,667ha	100%	1,786,153ha	100%	5,117,820ha	100%

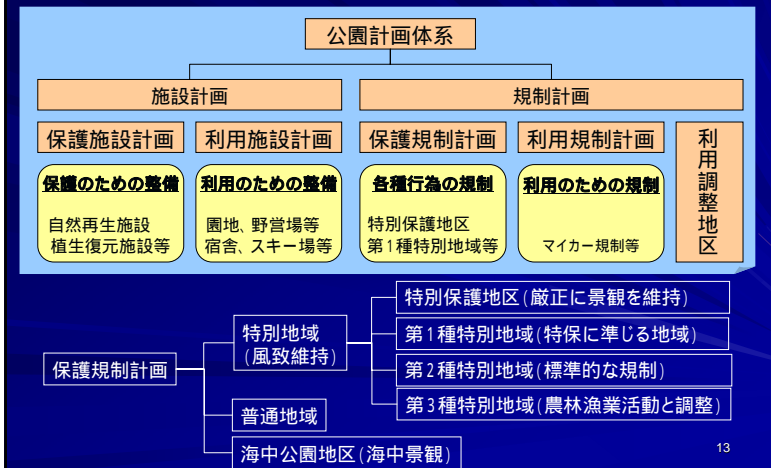
- 9.0% 国立・国定公園の陸域面積の国土面積(約38万平方km)に対する割合
- 4.0% 国立・国定公園の海域面積の領海面積(約43万平方km)に対する割合
- 0.0065% 国立・国定公園の海中公園地区の領海面積に対する割合

11

## 指定地域の管理のための法定制度

12

# 公園計画制度



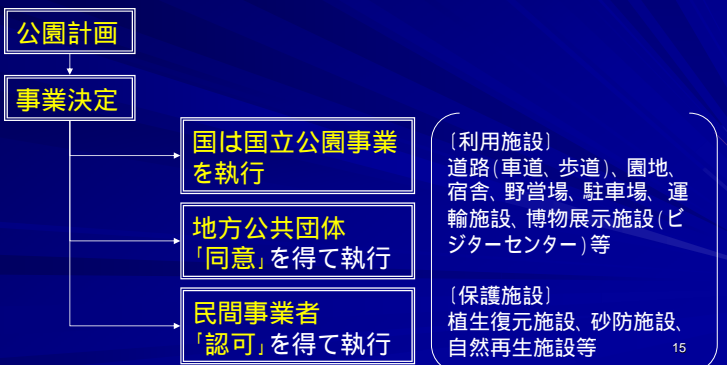
# 公園計画図

支笏洞爺国立公園 (洞爺湖地区の例)



# 公園事業制度 (国立公園事業の場合)

国立公園の保護又は利用のための施設の整備は、公園計画に基づき国立公園事業の執行として積極的に推進。



# 自然公園等事業 (直轄公共事業)

国立公園における自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全のための事業としての施設整備を環境省直轄の国立公園事業として実施。  
平成18年度 事業費 77.7億円 維持管理費 8.6億円

- 主な整備対象メニュー
- 園地
  - ビジターセンター
  - 野営場
  - 登山道
  - 駐車場
  - 公衆便所
  - 博物展示施設
  - 自然再生事業 等

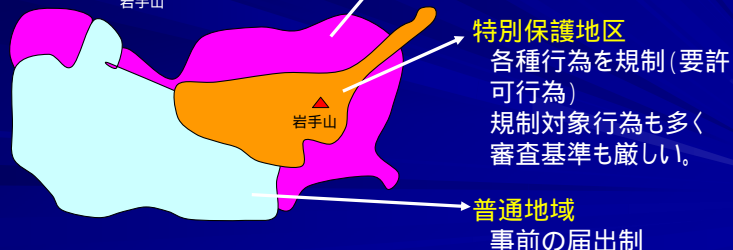
- 特別保護地区・第1種特別地域
- 特保・1特に至る登山道
- 集団施設地区
- 長距離自然歩道
- 日最大2000人以上の利用者のある地区
- 環境省の直轄整備対象地
- 上記以外
- 基本的に地元が整備



# 行為規制(行為許可と行為届出)



岩手山

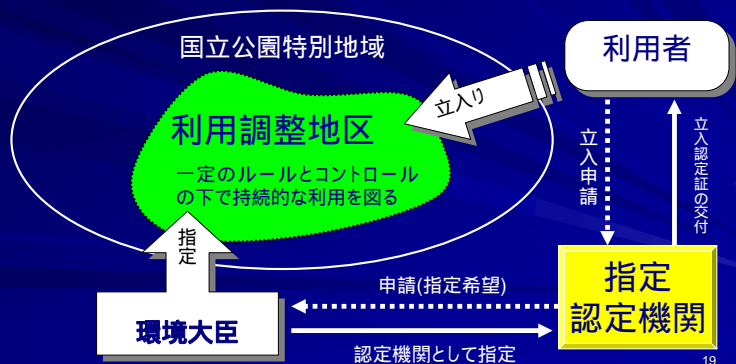


# 行為規制(行為許可と行為届出)

	景観	風致	すぐれた自然の風景
<b>主な行為の例</b>	<b>特別保護地区</b>	<b>特別地域(1～3種)</b>	<b>普通地域</b>
工作物の新設増築	許可制	許可制	届出制(一定規模以上)
木竹の伐採	許可制	許可制	-
土石の採取	許可制	許可制	届出制
河川等の水位水量を増減させる行為	許可制	許可制	特別地域内河川等に影響を及ぼす場合届出制
広告物の掲出	許可制	許可制	届出制
水面の埋立	許可制	許可制	届出制
土地の形状変更	許可制	許可制	届出制
植物の採取・損傷	許可制	指定種のみ許可制	-
動物の捕獲・殺傷	許可制	指定種のみ許可制	-
植物の植栽・播種	許可制	-	-
動物の放出	許可制	-	-
車馬等の乗入れ	許可制	指定地域のみ許可制	-

# 利用調整地区

国立・国定公園特別地域内において、環境大臣等が指定した区域については、公園利用目的の立入りを規制する制度。



# 風景地保護協定



## 集団施設地区

公園利用施設を計画的、一体的に整備するため、指定区域内に集団施設地区を設定。古くからの温泉集落、国民休暇村などを指定。国立公園内の利用拠点であり、環境省所管地も多い。

タイプ		代表例
既存拠点型	大拠点型	層雲峡、阿寒湖畔、雲仙温泉etc.
	中小拠点型	上高地、羅臼温泉、長者原etc.
新規整備型	宿舎中心型	鹿沢休暇村、指宿、南淡路etc.
	園地中心型	大台ヶ原、奥多摩湖etc.
	未整備	小波川広河原etc.



21

## 国立公園の管理運営業務の概要

22

## 国立公園の管理体制

### ■ 組織

本省 - 地方環境事務所(自然環境事務所) - 自然保護官  
一部、都道府県への法定受託事務(許認可)、施行委任事務(施設整備)あり。

### ■ 自然保護官(レンジャー)

約260名

### ■ 自然保護官補佐(アクティブレンジャー)

約65名

### ■ 自然公園指導員(無償)

約2000名(国立公園)  
平均活動日数約44日/年

### ■ パークボランティア(無償)

約1800名(国立公園)

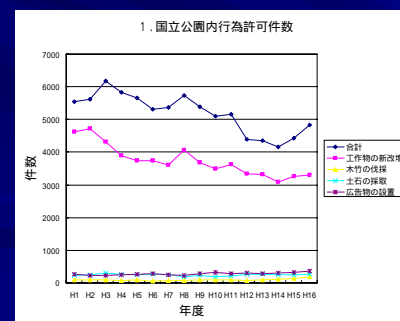


自然保護官

23

## 許認可業務

許認可業務とは、行為許可、届出受理、公園事業認可手続等の申請書処理、事前調査、申請指導(行政指導)、違反者に対する原状回復命令等に関する業務。



行為許可は、公園の風致景観の保護と個人の財産権、他の公益との調整の手段。

(例)

風力発電の設置の適否判断  
建築物のデザインをめぐ  
る調整



24

## マイカー規制

自動車利用適正化要綱等(昭和49年)に基づき、国立公園の環境保全と安全確保のため公園内道路への自家用車等の乗入れ規制を実施。規制期間、規制対象車種、代替交通手段(シャトルバス等)の有無・種類等は地域によって様々。

### マイカー規制の法的根拠

自動車利用適正化協議会などの場を通じ、地元での合意形成を経て、警察の協力の下、**道路交通法**を根拠法令として実施

実施箇所: 15公園25地区  
尾瀬(福島側、群馬側)、  
富士山(静岡側、山梨側)、  
上高地、立山、知床etc.



知床五湖の渋滞

25

## 自然再生事業

過去に損なわれた自然環境の再生を行うため、自然再生事業を実施。実施にあたっては、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を立ち上げて、環境調査を進めながら、関係者との協働による自然再生を推進。



国立公園内自然再生事業実施箇所  
(平成18年10月現在)

- 湿原再生(釧路湿原、サロベツ原野)
- 森林再生(大台ヶ原)
- サンゴ礁(群集)再生(竜串、石西礁湖)
- 草原再生(阿蘇)
- 亜熱帯生態系(小笠原)

26

## グリーンワーカー事業

地域の自然環境に詳しい地域住民等を雇用して、国立公園内の美化清掃、登山道補修、外来生物除去等国立公園の管理の質の向上を図るための事業。平成18年度予算3億円。



山頂での埋設ゴミの回収

### グリーンワーカー事業活動事例

投棄物・海岸漂着ゴミ等の回収  
外来種の除去・捕獲  
パトロールや制札による立入り制限  
登山道のきめ細かな維持管理  
植生復元、森林整備  
監視活動 等



スノーモービル等乗り入れ禁止区域での指導

27

## 施設整備(自然公園等事業)

環境省が執行する国立公園事業として、自然公園等事業予算を用いて、ビジターセンター、園地、野営場、登山道等の整備や自然再生事業等を実施。

### 主な整備対象メニュー

- 園地
- ビジターセンター
- 野営場
- 登山道
- 駐車場
- 公衆便所
- 博物展示施設
- 自然再生事業 等



歩道(ウッドデッキ)



ビジターセンター



公衆トイレ



## 施設の維持管理(運営協議会等)

環境省直轄事業で整備したビジターセンターについては、環境省、地方公共団体、地元、自然公園財団等との間で運営協議会を設立し、関係者の協力の下、その運営管理を実施している。



横山ビジターセンターの例  
(伊勢志摩国立公園)

「横山ビジターセンター運営協議会」  
構成員

環境省  
三重県(関係部局、出先事務所)  
伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町



29

## 山岳トイレ等の再整備の推進

### 「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助」

自然公園内の山小屋のトイレ・し尿処理施設、廃棄物処理施設、緊急避難・応急医療施設等の整備費の2分の1を補助。

都道府県を通じた間接補助。民間施設に対して補助可能。



「白い川」垂れ流しの跡

自然公園内山小屋等約  
400箇所のうち再整備必  
要箇所200箇所

平成18年度末までに、  
85箇所の再整備を完了。  
(平成18年予算1.5億円)



おがくず処理方式のトイレ

## 自然ふれあい活動、エコツーリズム

### ■環境省の関わる自然ふれあい活動

(国立公園を活用した自然とのふれあいの機会の提供)

自然観察会、自然歩道ウォーキング、スノーケル教室、等  
延べ2,619回 参加者数延べ57,351名

### ■エコツーリズムの推進

(国立公園を舞台にしたエコツーリズム推進のためのモデル  
事業実施H16~H18)

モデル地区13地区のうち、国立公園内7地区においてエ  
コツーリズム推進協議会を開催。

31

## その他各種調査・事業等

### ■管理方針検討調査

国立公園内の個別の課題に対し、専門家、地元関係者の参画した検討  
会での対応を検討。(例:西表NP仲間川マングローブ林被害防止対策etc)

### ■外来生物対策

小笠原、西表島等において侵略的外来生物(グリーンアノール、オオヒキ  
ガエル)の防除を実施。

### ■指定動物の選定、モニタリング

特別地域内で保護すべき動物の選定、指定動物の生息地保全、アマ  
チュア研究者の協力によるモニタリングの推進等。

### ■大型獣(シカ)食害対策

知床、尾瀬、大台ヶ原においてシカ食害による生態系被害対策を実施。

32



## 国立公園の管理運営に関する費用

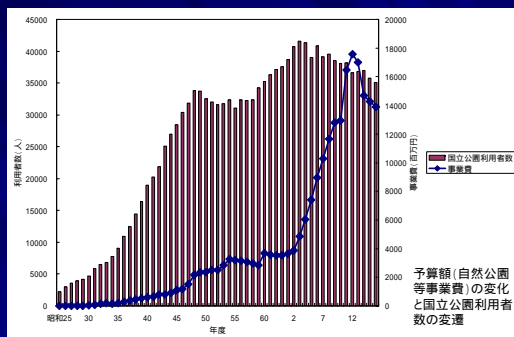
33

## 平成18年度国立公園関係予算

環境省予算	費目	金額(百万円)
一般予算	本省予算	327
	地方環境事務所予算	662
	小計	989
公共事業予算	施設整備費	7,769
	維持管理費	864
	調査費・諸費等	94
	小計	8,637
	合計	9,624

上記予算には、人件費、事務所運営費等は含まない。 34

## 公園利用者数と国立公園予算の伸び



全国立公園の保全・整備・管理に投入される環境省予算  
 国民一人あたり 約80円/年間  
 国立公園利用者一人回あたり 約30円/年間

35

## 国立公園の管理運営への地元負担

- 国立公園施設の整備  
 国立公園内の施設整備(都道府県単独事業31億円、H18)
- その他の公共事業(公園の保護・利用に資するもの)  
 地方道等の基幹施設、砂防施設等の整備
- 直轄ビジターセンター(VC)等の運営への参加  
 運営協議会への参加と費用や労力の分担
- 自然とのふれあいイベントの開催・支援
- 有害鳥獣対策等
- 広報、普及啓発等

36

## 公園利用者の協力金による維持管理

我が国の国立公園では、公園の入園料を徴収する制度は有していないが、受益者負担の考え方により、利用協力金を徴収し、国立公園の美化清掃などの環境保全に充てている。

### 公衆トイレへのチップ制の導入

トイレ利用者から提供された協力金を用いて、トイレの清掃やトイレトイレットペーパーなど消耗品の購入に充当。



公衆トイレ

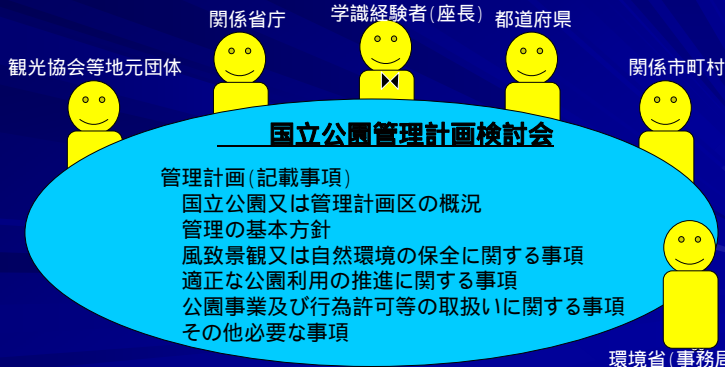
### 自然公園財団の事業展開

昭和54年、国や関係都道府県が出資し、自然公園財団を設立。同財団は、施設の利用者から提供された協力金を用いて当該施設の維持管理の他周辺の美化清掃、自然解説などの環境保全活動を実施。全国21支部。

## 国立公園の管理運営に関する計画、合意形成等

## 管理計画の策定

管理計画は、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成



## 協議会等の合意形成の機会

### 協議会系

各種課題に対して関係者が役割分担により対策を進めていく上での協議の場。他機関主催あり。

自然再生協議会  
 マイカー規制協議会  
 ビジターセンター運営協議会  
 美化推進協議会  
 利用調整地区協議会  
 地区運営協議会  
 エコリズム推進協議会  
 遭難対策協議会  
 etc.

### 検討会系

主として環境省が実施する施策に対しての合意形成の場

管理計画検討会  
 管理方針検討調査検討会  
 尾瀬の保護と利用のあり方検討会  
 国立公園登山道管理水準検討会  
 etc.

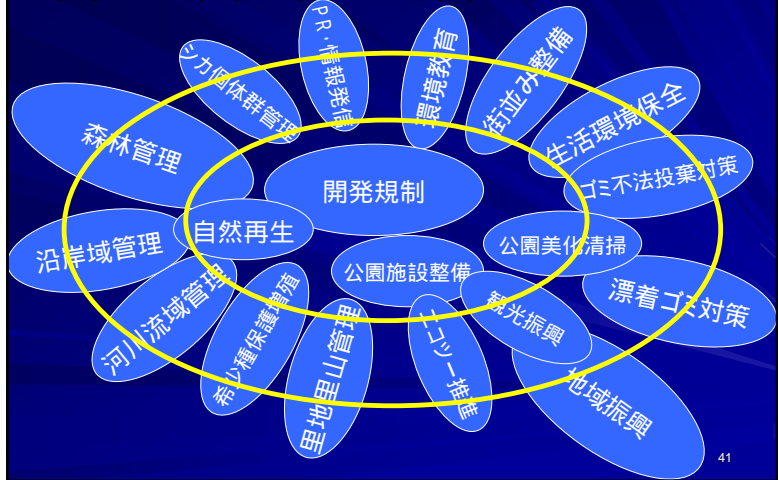
### 連絡会議系

関係者の各種施策・事業等の情報共有を図る場

関係市町村連絡会議  
 世界自然遺産地域連絡会議  
 etc.

これら以外にも、懇談会、公益法人、NPO等様々な形態による連携・調整の場あり。

# 国立公園の管理運営の広がり



おわり